

広報広聴課長 様

愛媛県自転車安全利用研究検討会
事務局（担当課長：消防防災安全課長）

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	令和 8 年度愛媛県自転車安全利用研究検討会（第 1 回）		
事務局（担当課）	県民環境部 防災局 消防防災安全課 交通安全推進係 （担当）係長 谷川 修平 （内線） 3 4 5 8		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称）愛媛県自転車安全利用研究検討会設置要綱		
設 置 年 月 日	平成 24 年 5 月 29 日		
審議会・検討会等の内容	自転車の安全利用、利用促進、その他自転車利用に係る諸施策に関すること。		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 8 年 7 月 15 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公 開 ☒ 全部公開 ☐ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に 係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非 公 開 と す る 具 体 的 理 由	非公開規定	
摘 要			
	報 告 日	令和 8 年 7 月 16 日	

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。